

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第2回所沢市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和7年10月15日（水）午後1時30分～2時45分
開 催 場 所	所沢市役所 高層棟6階 604会議室
出 席 者 の 氏 名	（別紙委員出欠席表のとおり）
欠 席 者 の 氏 名	（別紙委員出欠席表のとおり）
説明者の職・氏名	
議 題	（1）所沢市国民健康保険税条例改正に係る諮問について （2）その他
会 議 資 料	（1）会議次第 （2）資料1 今年度の審議事項等 （3）資料2 国民健康保険に関するトピックス （4）チラシ 食塩・カリウム摂取量測定会
担 当 部 課 名	健康推進部長 小山 貴之 健康推進部次長 田中 浩文 国民健康保険課長 遠藤 康代 収税課長 近藤 敦志 国民健康保険課副主幹 野島 博行 国民健康保険課 主査 敦賀 直幸、主任 高橋 愛美、主任 齋藤 雄司 健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131

様式第2号

発 言 者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
司会	1 3 時 3 0 分、事務局の進行により開会
会長	会長あいさつ
司会	本日は、1 3 名の出席があり会議は成立する。 「所沢市国民保険に関する規則」第4条第1項に基づき、議事の進行を会長に願います。
会長	議事進行を務める。議事の前に、事務局から説明はあるか。
事務局	・議題1、議題2ともに公開とすること ・会議録の記録方法を要約方式とし、発言者の委員名は「委員」とのみ記載すること ・会議録の確定は、会長の確認及び署名により行うこと としたいがいかがか。
委員	一同承認
会長	傍聴希望者はいるか。
事務局	傍聴希望者はいない。
会長	それでは、議題1の所沢市国民健康保険税条例改正に係る諮問について事務局に説明を求める。
事務局	国民健康保険税率の改定等について市長より諮問を行う。
市長	保険税率の改定、新たな賦課項目の創設、賦課限度額の改定、及び、保険税の前納制度の導入について諮問する。 (市長から会長に諮問書が提出される) (事務局から委員に諮問書の写しが配付される) 市長あいさつ。その後、退席
会長	諮問内容について、事務局に説明を求める。
事務局	資料1に基づき、国民健康保険税率改定等に係る現状のスケジュール、また、各諮問事項の内容について補足説明
会長	質疑等はあるか。
委員	賦課限度額について、政令の範囲内で市町村は限度額を変えられるとのことだが、政令通りに改定している自治体が大部分なのか教えてほしい。

事務局	令和7年度は、県内63市町村中、概ね半分にあたる9市24町村が、政令の施行に合わせて改定を行っている。 その他市町村は、政令施行の1年遅れの賦課限度額を定めている。
委員	1年遅れの自治体は、国が定めた金額そのものを採用しているのか。
事務局	1市を除いて、国が定めた賦課限度額を採用している。
委員	そういうことであれば、賦課限度額に対する議論は難しく、改定するタイミングだけがずれて、負担が1年だけ少なくなるというメリットがあるという理解でよいか。
事務局	ご理解のとおりである。
委員	賦課限度額の改定に際して、県の意向は考慮しなくてよいのか。
事務局	県は、令和9年度までに、政令改正と同時に市町村の賦課限度額を改定してほしいという意向であるため、本市も令和9年度までに政令で示された金額を当年度に反映できるよう対応していきたいと考えている。
委員	県も国の政令に倣うという方向性ということか。
事務局	その通りである。
委員	外国人の前納制度について、外国人の方がお金をもって日本に入国されるかどうかは分からない状況で、前納を強制することができるのだろうか。 また、前納することで納付額が少なくなるといったメリットやインセンティブを設けることは、制度設計上可能であるのか。 私は、外国人が不適切な人ばかりとは思わない。医療、介護、福祉では、金銭的に恵まれていない中で働いている人がたくさんいる。その様な方々に対して、お金を先に納めるよう求めるという発想が理解しがたい。 前納制度を行うのであれば、具体的にどのような仕組みになるのか教えてほしい。
事務局	国から示されているのは、強制ではなく、加入の際に前納をしていただくということを任意で求めることができるという制度である。 また、保険税額については、国外からの転入で、1月1日時点で所沢市にいなかった場合、均等割額の7割軽減の措置が適用されることとなる。そのため、高い税額というよりは、措置できうる安い税額で計算をさせていただく。 前納した場合の財政的なインセンティブは、現状、国からは示されていない。

委員	未納で帰国された場合には、督促などの納付勧奨ができないので、先に保険税をご納付いただくような機会を設けて、帰国する前に納めていただくという仕組みであると国からは示されている。 年収３００万円程度の外国の方が日本に来て、その方々に対して先に払えというのは、なかなか厳しいものがあるなとも思ったが、話を聞いてそこまで高い税額になるものではないと理解した。
委員	賦課限度額について、国が定めた政令に基づいて設定し、県もその方針ということで、限度額に対する市町村の裁量がないのであれば、あとはタイミングの問題で、議会への上程の仕方などテクニカルな部分かと思った。 県内半分の自治体は、１年遅れでの改定ではないということで、他市町村のやり方でこのように対応すれば１年遅れではなく改定できるといった方法や見通しはあるのか。
事務局	県内の約半数の自治体は、専決処分として条例改正を行い、その次の議会で改定を行った旨の報告をすることになっている。 令和９年度以降は、そのような形で改正する可能性を検討しているが、専決処分は元の賦課限度額があり、それを改正する形での専決処分という取扱いになるが、ここで新設された子ども・子育て支援納付金分については、元となる賦課限度額がない状態なので、この場合は専決処分にそぐわない。 そうすると、次の議会である程度の額を設定し議案提出することになるが、根拠になる法律の公布がされていないことが問題となるため、皆様にもご意見をいただきたいと考えている。
委員	子ども・子育て支援納付金分の新設により、専決処分を行うことは難しく、今後詳しい説明があるということで理解した。
委員	事務局としては、条例を改正して、自動的に施行令改正に合わせた賦課限度額にするための条文を作るということを考えているのか。
事務局	事務局で検討段階のものとして理解いただきたいが、子ども・子育て支援納付金分以外の項目については、専決処分を行わず、政令施行に合わせた内容で条例改正ができるのではないかと考えている。 一方で、新設となる子ども・子育て支援納付金分については、政令が公布されなければ賦課限度額は確定しないものの、事前に示される基準額を参考とすることで、改正できるのではないかと考えている。
委員	令和９年度までには、議会の議決を経ないで、賦課限度額が国の定めた額になるような仕組みを作りたいという考えなのか。

事務局	他自治体では、専決処分を行っている自治体もあるが、金額が高くなるというものを、議会の審議もなく専決処分を行うということは、趣旨にそぐわないというところもあり、本市はこれまでも専決処分を行ってこなかった。 ただし、県は、具体的な方法は提示していないものの、専決処分による賦課限度額の改定を方針として示しているため、国から事務文書等で通達があれば、議会にも説明しながら、専決処分の方向でも進めるのではないかと考えている。 悩ましいのは、子ども・子育て支援納付金分が新設されたことで、その項目に対してどう対応していくべきかという点である。
委員	わからない部分もあるが、事務局としても難しい対応になることは理解した。
委員	資料１の４ページに、賦課限度額の改定について案１と案２が示されているが、私は、案１の国の法改正に合わせて改定するのがよいと思う。 １年遅れで対応している間に、未納の分が発生したり、それに対して一般会計から穴埋めするという事態も起こりうるという心配などもあるので、できれば国の改正と同時に改定するのがよいと考える。
委員	資料１の３ページに、子ども・子育て支援納付金分は、令和１０年度まで段階的に増額となるとあるが、その先は、どこまで上がっていくのか。
事務局	増額は令和１０年度までとなり、それ以降負担額は増額されないと国からは説明を受けている。
委員	令和１０年度の４５０円で到達という理解でよいか。
事務局	その通りである。
委員	子ども・子育て支援納付金について、保険税の中に新たに組み込まれる項目という理解でよいか。
事務局	国保税の中で納付していただくものではあるが、徴収したお金は県に対して納付し、それが子ども・子育ての国全体の事業の財源になる。 そのため、子ども・子育て支援納付金分として徴収したものが、国保会計における事業に充てられるわけではない。
委員	子ども・子育て支援納付金に関しては、国から示された通りに進めていくことになると思うが、ここで議論ができるのは、金額をどう設定するかということなのか。 資料１の３ページに、例えばとして、令和８年度２５０円、令和９年度３００円、令和１０年度は４５０円と示されているが、これは市の裁量で上下してよいものなのか。

事務局	税額は、各市町村の条例で定めることとされている。 資料記載の金額の事例は、あくまでも国の試算による平均値であるので、今後どのような税率を定めていけばこの金額になるのかということを次回以降で提案させていただきたい。
委員	過疎化が進んで子どもがいないような地域では、身近な子どものために子ども・子育て支援納付金分を支払うという意識が薄まることもあるかと思う。 自治体によって納付金額にばらつきが出るのは致し方ないことのようにも思うが、国としては、同額を納付することを基本としているのか。
事務局	国として必要な額が決まり、その後、各都道府県において子ども・子育て支援納付金分としていくら必要であるということが決まった後に、各市町村の被保険者数等に応じて納付額が計算され、本市でいくら納める必要があるのかが決まってくる。 その後、その額を納めるための税率を皆様にご検討いただくこととなる。
委員	その様な経過を辿るのであれば、専決処分にはなりえないのではないか。裁量権があるのであれば、話し合いをした方がいいのではないかと思う。
事務局	賦課度額の改定と税率の改定を並行して説明をさせていただいているため、非常に分りづらい部分があり恐縮だが、専決処分にするかどうかの議論は、最高でもいくらまでしか徴収しませんという賦課限度額に関するものである。 税率については、次回以降の協議会でいくつかの試案をお示しし、皆様にご審議いただきたいと考えている。
事務局	第1回協議会でご質問いただいていた、令和6年度の収納未済額等について回答をさせていただく。
事務局	前回のご質問で回答保留としていたものについて回答する。 まず、令和6年度の収納未済額については約8億4千万円で、前年と比較すると約1億4千万円の減少となっている。 次に、令和7年度のこれまでの収納状況だが、まだ3回目の納期限までしか到来していないため、今後どのようなことになるのか予測するのは難しいが、調定額は、前年に比べて9億円以上増額となっている。調定額の増額に伴い、収入済額は前年同月比で約2億円弱増額し、収入未済額も増額となっている。 最後に、令和7年度のこれまでの収納率だが、前年同月比でマイナス1.67ポイントとなっている。 収納率は社会の経済情勢など様々な状況で上下するものである。今年度は、税率改正による収納への影響も考えられるが、引き続き、収納未済額の縮減に努めてまいりたい。
委員	今後の収納率の見込はわかるか。

事務局	現年課税分は7月に当初課税を行い、そこから納期毎に収納があり、最終的には5月末の出納閉鎖期間まで収納が続くものであるため、現状まだ半分も進んでいない状況である。 収納率は、まっすぐ上下するものではなく、波があるものなので予測は難しい。
委員	17、8年前は、収納未済額は2億円程度であったと記憶しているが、ここでまたこの金額まで上がってきている。
事務局	収納未済額が今よりも低い時期はあった。 ただし、一時期10億円を超えた時もあり、ここで8億4千万円まで落としたという状況ではある。
委員	収納未済額については、最終的に一般会計から埋めることとなるのか。
事務局	最終的にはそのようになる。 収入が下がって、滞納未済額が増えてしまうのは最悪であるが、収入は一定数増えていて、未済額も増えている状況である。
委員	保険の切り替えなどが要因で収入が増えても、医療費も増額となり、結果として収入未済額が減るということはないのではないかと思う。
事務局	滞納整理を取り巻く環境は複雑で、人口構成や産業構成など様々な社会の経済情勢がどのような状況であるのかということが、収納率にも影響するものである。
委員	様々な要因が収納率に影響することについて理解した。
会長	議題1については、次回以降も継続での審議とする。 続いて、議題2のその他について事務局に説明を求める。
事務局	資料2に基づき、国保トップセミナーや国保制度改善全国大会及び大会決議に基づく実行運動等について説明。 また、保健事業の1つとして、食塩・カリウム摂取量測定会を初めて開催することを案内。
会長	質問等はあるか。 (質問等なし)
会長	議事については以上である。
職務代理	閉会のあいさつ
司会	以上で、令和7年度第2回国民健康保険運営協議会は閉会とする。
	以上

令和7年度第2回所沢市国民健康保険運営協議会出欠表

代 表 区 分	推 薦 依 頼 先	出欠	氏 名
被保険者代表	所沢青色申告会	欠	浜 野 好 明
	いるま野農業協同組合	出	越阪部 敦 子
	所沢市連合婦人会	出	齋 藤 千 里
	所沢商工会議所	欠	中 早 苗
	公 募	出	野 口 茂
	公 募	出	峰 寿 江
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	出	赤 津 拓 彦
		欠	伊 藤 哲
		出	古敷谷 淳
		欠	廣 瀬 恒
	所沢市歯科医師会	出	下 山 賢一郎
	所沢市薬剤師会	欠	安 達 秀 夫
公益代表	所沢商店街連合会	出	宇佐美 保 政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	出	赤 坂 悦
	連合埼玉 西部第四地域協議会	欠	栗 屋 克 哉
	所沢市自治連合会	出	廣 川 隆 通
	知識経験者	出	本 橋 栄 三
	知識経験者	出	平 田 仁
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	欠	上 條 大 輔
	公立学校共済組合 埼玉支部	出	高 橋 綾 子
	西武健康保険組合	欠	荒 川 雄 三

任期 令和9年12月31日まで